

入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

1 目的

この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の発注する建設工事及び測量等業務について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出・回答及び積算条件情報（以下「質問回答等」という。）に関する必要な手続を定めることを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）で使用する用語の例による。

3 対象工事等

原則として、全ての建設工事等について適用するが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

4 質問書の提出・回答

(1) 質問書の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

ア 提出方法

(ア) 電子入札の場合にあっては、電子入札システムの所定の画面に質問等を入力して送信すること。

(イ) その他の場合にあっては、様式1の書面（用紙は、閲覧場所に備え付けておくものとする。）を各発注機関に提出すること。

イ 提出期限

調達公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。）までとする。ただし、随意契約による工事等又は限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札に付す工事等（以下「随意契約等による工事等」という。）の場合にあっては、入札日から4日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。

(2) 質問への回答

ア 質問回答書の作成

質問書の受領後は、設計担当課が質問回答書（様式2）を起案し、決裁をとるものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

イ 質問への非回答

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

(3) 回答方法等

ア 回答方法

(ア) 電子入札の場合にあっては、電子入札システムの所定の画面に回答等を入力して送信するものとする。

(イ) その他の場合にあっては、入札参加者に対し、郵送、ファクシミリ等で質問回答書を送付することにより行うものとする。

イ 回答期限

質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とする。

ただし、質問提出期限の日から3日（休日を除く。）前までに提出された質問について

ては、速やかに回答することとし、遅くとも質問提出期限の日の前日（休日を除く。）までに回答する等、再質問の機会の確保に努めなければならない。

5 積算条件情報

発注者は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に関する積算条件の齟齬等について、入札参加者に周知する場合は、次に定めるところにより積算条件情報を提供することができるものとする。

(1) 積算条件情報の作成

設計担当課が積算条件情報（様式3）を起案し、決裁をとるものとする。

(2) 情報提供等

ア 情報提供の方法

(ア) 電子入札の場合にあつては、入札情報サービスの入札等公告情報の発注図書情報の画面に情報等を掲示するものとする。

(イ) その他の場合にあつては、入札参加者に対し、郵送、ファクシミリ等で情報を送付することにより行うものとする。

イ 情報提供期限

質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とする。

6 質問回答書等の取扱い

質問回答書等は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

7 事業主管課との協議

質問書の回答について疑義が生じた場合は、本庁事業主管課に速やかに協議のこと。

附 則

この要領は、平成11年10月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年6月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年12月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年2月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年7月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年6月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月28日から施行し、平成20年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月10日から施行し、同日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行うものから適用する。

附 則

この改正は、平成27年8月3日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行うものから適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行うものから適用する。

様式 1

入札閲覧設計書に関する質問書	
工 事 名 業 務 名	
質問者名	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 質 問 者 ファクシミリ
入札予定日	平成 年 月 日 ()
提出年月日	平成 年 月 日 () 調達公告にあらかじめ定める期限までに提出のこと。
質問事項	

- 注) 1 本様式は、紙入札で指名競争入札の場合に用いるものとする。電子入札の場合には、電子入札システムの所定の画面に質問等を入力して送信すること。
- 2 質問書は、建設総務課等へ提出する。
- 3 質問提出期限を過ぎて提出されたものには回答しない。
- 4 質問回答書は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、入札参加者全員に郵送、ファクシミリ等で通知する。

確認欄

入札参加予定者 様

地方機関の長 印

〇〇〇〇〇〇〇〇工事・業務の質問回答書について（通知）

このことについて、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工 事 名 業 務 名	
入札予定日	平成 年 月 日 ()
提出年月日	平成 年 月 日 ()
質問事項	回 答

注) 1 質問回答書は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、入札参加者全員に、電子入札システムの所定の画面に回答等を入力して送信するものとする。
電子入札を使用しない場合にあつては郵送、ファクシミリ等で通知する。
決裁欄

入札参加予定者 様

地方機関の長 印

〇〇〇〇〇〇〇〇工事・業務の積算条件情報について（通知）

このことについて、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する積算条件情報	
工 事 名 業 務 名	
入札予定日	平成 年 月 日 ()

注) 1 積算条件情報は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、入札情報サービスの入札等公告情報の発注図書情報の画面に情報等を掲示する。電子入札を使用しない場合にあつては郵送、ファクシミリ等で通知する。
決裁欄